

残高証明書定期発行（変更・解除）依頼書
（兼手数料口座振替依頼書）

山梨県民信用組合

お申込日 年 月 日

御中

		顧客番号							
ご住所	〒	TEL ()						お届け印	
お名前	フリガナ								

ご依頼内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除	年 月分より ※お申込日以降、最初に到来する発行基準月
-------	---	--------------------------------

私(当社)名義の預金・融資取引について、残高証明書の定期的な発行を依頼します。
なお、発行される残高証明書については普通郵便(親展扱い)により上記住所への郵送を希望します。
発行にあたっては貴組合所定の手数料(消費税含む)を年間払い(前取り)にてお支払いします。

【新規・変更の場合は、以下の項目も記入してください】

発行内容	<input type="checkbox"/> 全科目〔預金、融資(代理貸を含む)、出資金、すべての残高〕 <input type="checkbox"/> 全科目〔預金、融資(代理貸・出資金を除く)、すべての残高〕		
発行基準月	<input type="checkbox"/> 毎月__月末		発行通数
	<input type="checkbox"/> 年 回 (月 月 月 月 月 月) の月末		年間__通
口座振替 依頼書	口座 名義 人	住所	引落口座お届け印
		口座名義	
残高証明発行手数料の支払い手続きにあたっては、預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず、 預金払戻請求書の提出または当座小切手の振出は省略し、貴組合所定の方法により、以下の口座から引き 落としてください。			
科目 【 当座・普通 】		口座番号	

【確認事項】

- ・毎年4月1日(休祝日の場合は翌営業日)に、1年分の手数料(4月から翌年3月まで)を一括にて引落しさせていただきます。
- ・年度の途中で新規定期発行の申出を受付けた場合は、受付時に口座振替開始までの手数料をお支払いいただきます。
- ・年度の途中で定期発行解除の申出があった場合は、未発行分の手数料を返金いたします。
- ・手数料の金額は、通帳等のお取引明細にてご確認ください。(領収証は発行いたしません。)

【組合使用欄】

令和5年9月1日改定

口座振替開始までの手数料の徴求(※3月分まで)

	オペレーション	設定日
【55-103】	残証自動作成登録・変更	
【10-004】	自振契約設定(振替コード:631企業コード:)	
【10-096】	自振ファイナンス 支払 (年間の手数料) 振替日はOP日から最初に到来する4月1日	

検印	精査	印鑑照合	受付

預共__残証02